入　札　説　明　書

件　名　洗浄・滅菌システム

仙 台 市 立 病 院

この入札説明書は，政府調達に関する協定（平成 7年条約第23号），地方自治法（昭和22年法律第67号），地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。），地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7年政令第 372号），仙台市市立病院契約規程（平成元年仙台市病院規程第20号。以下「規程」という。），仙台市市立病院の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年仙台市病院規程第15号。以下「特例規程」という。），仙台市市立病院入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日管理者決裁。以下「要綱」という。）本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか，本院が発注する調達契約に関し，一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し，かつ，遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1　競争入札に付する事項

(1)　調達物品名及び数量
(2)　調達物品の特質等
(3)　納入場所
(4)　納入期間

} 別記の１

2　競争加入者に必要な資格

一般競争入札参加申請書等の提出期限現在において，次に掲げる要件をすべて満たす者で，本院の審査により入札参加資格があると認められた者とする。

(1) 本院の競争入札参加資格審査において審査を受け資格を有する者であること。（別記の９により申請した者も含む。）
(2) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
(3) 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
(4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱第２条第１項の規定による指名停止を受けていないこと。
(5) 別記の２に該当すること。（別記の９により申請した者も含む。）
(6) 別記の８の書類を提出できる者であること。

3　競争入札参加申請

競争入札参加希望者は，別添一般競争入札参加申請書及び誓約書（要綱　別記様式）に別記の８に示した書類等を添付し，入札公告に示した日時までに契約担当課に直接又は配達証明付き書留郵便により提出すること。

なお「同等品申請書兼承認書」（別紙様式２）については，「メンテナンス体制証明書」（別紙様式１），「提案書(技術仕様書)」(別紙様式３－１，３－２)及び「定価見積書」とともに契約担当課に提出の上，競争入札参加申請前に担当課の承認を受け，申請時に提出すること。

4　入札保証金

入札保証金は免除する。

5　入札及び開札

(1) 競争加入者又はその代理人は，仕様書，図面，別記様式の契約書案及び規程を熟知の上，入札をしなければならない。この場合において，当該仕様書について疑義（見積に必要な事項に限る。）がある場合は，別添質疑応答書を用い，別記５の定めるところにより，関係職員に説明を求めることができる。

(2) 競争加入者又はその代理人は，本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人となることができない。

(3) 入札室には，競争加入者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし，入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は，付添人を認めることがある。

(4) 競争加入者又はその代理人は，入札開始時刻後においては，入札室に入室することができない。

(5) 競争加入者又はその代理人は，入札室に入室しようとするときは，入札関係職員に一般競争入札参加資格認定通知書（写し可）及び身分を確認できるもの（自動車運転免許証，パスポート，会社発行の写真付身分証ですべて原本）並びに代理人をして入札させる場合においては，入札権限に関する委任状を提出すること。

(6) 競争加入者又はその代理人は，入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか，入札室を退室することはできない。

(7) 入札室において，次の各号の一に該当する者は，当該入札室から退去させる。

ア　公正な競争の執行を妨げ，又は妨げようとした者

イ　公正な価格を害し，又は不正の利益を得るため連合をした者

(8) 競争加入者又はその代理人は，本院様式の入札書及び委任状（別添）を使用すること。

(9) 競争加入者又はその代理人は，次の各号に掲げる事項を記載した別添様式による入札書を提出しなければならない。

ア　供給物品名（件名）　**「洗浄・滅菌システム」**

イ　入札金額

ウ　競争加入者の会社（商店）名，入札者氏名及び押印（外国人にあっては，署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）

エ　代理人が入札する場合は，競争加入者の会社（商店）名，入札者氏名（代理人の氏名）及び押印

(10)　入札書及び入札に係る文書に使用する言語は，日本語に限る。また，入札金額は，日本通貨による表示とし，総額（消費税及び地方消費税額抜き）で入札すること。

(11)　競争加入者又はその代理人は，入札書を作成し，当該入札書を封書に入れ，かつ，その封皮に入札の日付，件名，競争加入者の氏名（法人にあっては，その名称又は商号）を記載し，入札公告に示した日時に入札すること。

なお，郵便（書留郵便に限る。）により入札する場合については，二重封筒とし上記で示した入札書及び積算内訳書のほか，一般競争入札参加資格認定通知書の写しを同封すること。ただし，郵便による入札は初度のみ認める。また，電報，電話その他の方法による入札は認めない。

(12)　競争加入者又はその代理人の入札金額は，調達物品の本体価格のほか，郵送費，保険料，関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もること。

(13)　落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので，競争加入者又はその代理人は，消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

(14)　競争加入者又はその代理人は，入札書に使用する印鑑を持参し，再度入札等に備えること。
(15)　入札書及び委任状は，ペン又はボールペン（えんぴつは不可）を使用すること。
(16)　郵送による入札書の受領期間及び受領期限は，別記の７の(2) のとおりとする。
(17)　入札・開札日時及び場所は，別記の７の(2) のとおりとする。
(18)　競争加入者又はその代理人から提出された書類を本院の審査基準に照らし，採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。
(19)　競争加入者又はその代理人は，入札書の記載事項を訂正する場合は，当該訂正部分について押印しておくこと。（ただし，入札金額の訂正は認めない。）
(20)　競争加入者又はその代理人は，その提出した入札書の引換え，変更，取消しをすることができない。
(21)　入札執行主務者は，競争加入者又はその代理人が相連合し，又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは，当該入札を延期し，又は廃止することがある。
(22)　入札後，仕様書等についての不知又は不明を理由とし異議を申し立てることはできない。
(23)　開札は，競争加入者又はその代理人が出席して行う。この場合において，競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは，当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
(24)　開札した場合においては，競争加入者又はその代理人の入札のうち，予定価格の制限に達した価格の入札がないときは，再度の入札を行うことがある。

6　無効の入札書

入札書で次の各号の一に該当するものは，これを無効とする。

(1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
(2) 要綱第４条第３項の規定により，入札参加資格を失った者の提出した入札書
(3) 調達物品名（件名）及び入札金額のない入札書
(4) 競争加入者の会社（商店）名，入札者氏名及び押印のない又は判然としない入札書
(5) 代理人が入札する場合は，競争加入者本人の会社（商店）名，入札者氏名（代理人の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
(6) 調達物品名（件名）に重大な誤りのある入札書
(7) 入札金額の記載が不明確な入札書
(8) 入札金額を訂正した入札書
(9) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書
(10) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札書
(11) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
(12) 公正な価格を害し，または不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
(13) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し，価格又はその他の点に関し，明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
(14) その他入札に関する条件に違反した入札書

7　落札者の決定

(1) 有効な入札書及び構成費目内訳書を提示した者であって，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは，直ちに，当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において，当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは，当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ，落札者を決定する。

(3) 製造請負契約について,契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては,その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき,又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは,その者を落札者とせず，予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがある。

(4) 落札者を決定した場合において，落札者とされなかった入札者から請求があったときは，速やかに落札者を決定したこと，落札者の氏名及び住所，落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては，無効とされた理由）を当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

(5) 落札者が，規程第14条で定める期日まで，契約書の取交わしをしないときは，落札の決定を取り消す。

8　入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

開札日から落札決定までの間に，次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは，当該入札を無効とする。また，落札決定後契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは，当該落札決定者を取り消し契約締結は行なわない。

(1) 「２　入札参加資格」の各号のいずれかに該当しないこととなったとき。

(2) 一般競争入札参加申請書またはその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

(3) 要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

9　苦情申立

本件における競争入札参加資格の確認その他の手続き等に関し，政府調達に関する協定に違反していると判断する場合は，その事実を知り，又は合理的に知りえたときから10日以内に，書面にて仙台市入札等監視委員会に対してその旨の苦情を申し立てることができる。

10　保留条項

(1) 契約確定後も仙台市入札等監視委員会から通知を受けた場合は，事情変更により契約解除をすることがある。

11　契約保証金

契約保証金は免除する。

12　契約書の作成

(1) 契約書を作成する場合においては，落札者は，交付された契約書に記名押印し，落札決定の日から５日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは，契約締結権者が別に定めた期日まで）に契約書の取交わしを行うこと。

(2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は，日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 本契約は契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ，確定しないものとする。

13　支払いの条件

納入物品の代金は、検査合格後，請求により30日以内に支払う。

14　契約条項

別紙契約書案，規程及び特例規程による。

15　その他必要な事項

(1) 競争加入者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については，すべて当該競争加入者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(2) 上記２の(1)に掲げる競争入札参加資格の審査を受けていない者も上記３により申請書及び添付書類を提出できるが，競争に参加するためには，当該資格の審査を受け，かつ，競争参加の資格の確認を受けなければならない。

別　記

１　競争入札に付する事項

(1)　調達物品名（件名）及び数量

洗浄・滅菌システム　　１式

(2)　調達物品の特質等

別冊仕様書のとおり

(3)　納入場所

新仙台市立病院（仙台市太白区あすと長町一丁目１番１号）

(4)　納入期限

平成26年7月31日まで

２　競争加入者に必要な資格

(1) 資本金10,000千円以上であること。

(2) 仙台市競争入札参加の資格を有する者のうち申請種目を「医療機械器具」で申請している者であること。

３　入札説明書等の公開期間，入手方法

(1) 公開期間　平成25年8月23日から

(2) 入手方法　仙台市立病院ホームページよりダウンロードすること。

http://hospital.city.sendai.jp/contract/keiyaku.html

４　一般競争入札参加申請及び添付書類の提出期間，場所及び提出方法

(1) 提出期間　平成25年8月23日から平成25年9月12日　17時まで

(2) 提出場所　仙台市立病院総務部経営管理課（新病院企画班）

(3) 提出方法　持参又は郵送すること。

５　仕様書等についての質問書の提出期間・場所等

上記４の(1)の期間に４の(2)の場所に，持参又は郵送すること。

６　入札参加資格の審査結果通知期限

平成25年9月19日

７　入札及び開札

(1) 入札担当部局

（所　在　地）　仙台市若林区清水小路3番地の1

（担　当　課）　仙台市立病院総務部経営管理課

（調達責任者）　仙台市病院事業管理者　　遠藤　一靖

(2) 入札・開札日時及び場所

ア　日　時　　平成25年10月4日　　14時00分

イ　場　所　　仙台市立病院本院4階第1会議室

※　郵送による場合

(ｱ)　受領期間　　平成25年9月19日から平成25年10月3日まで

(ｲ)　受領期限　　平成25年10月3日

(ｳ)　住　　所

（郵便番号）　984-8501
（所　在　地）　仙台市若林区清水小路3番地の1
（担　当　課）　仙台市立病院総務部経営管理課（新病院企画班）

8　その他

入札公告に示した特性等を有する物品を納入できることを証明するものとして，下記の書類を提出すること。

(1)「メンテナンス体制証明書」(別紙様式１)
(2)「同等品申請書兼承認書」(別紙様式２)
(3)「提案書(技術仕様書)」(別紙様式３－１，３－２)
(4)「定価見積書」(様式は任意)

9　本市の競争入札参加資格の決定を受けていないものの資格申請

入札に参加する者で、本市の競争入札参加資格の決定を受けていない者は，次のとおり当該資格申請をすることができる。

(1)　受付期間　平成25年8月23日から平成25年9月12日　17時まで
(2)　提出場所　仙台市財政局契約課（物品契約係）
(3)　提出書類　本市所定の競争入札参加資格申請書及び添付資料
(4)　提出方法　持参すること。

留　　意　　事　　項

※一般競争入札参加認定通知書の再発行はいたしません。

※下記の書類が不備の際，失格又は入札無効となる場合がありますのでご注意願います。

○　申請時の提出書類

No	項　　目
1	一般競争入札参加申請書
2	メンテナンス体制証明書（別紙様式１）
3	同等品申請書兼承認書（別紙様式２）
4	提案書（技術仕様書）（別紙様式３－１，３－２）
5	定価見積書（様式は任意）
6	誓約書（本院様式に限る。）

○　入札時の必要書類等

No	項　　目
1	一般競争入札参加資格認定通知書　　（写し可）
2	身分を確認できるもの （免許証，パスポート，会社機関発行の写真入りの身分証明書等。ただし，原本に限る。）
3	代理人が入札する場合（委任状：本院様式に限る。）
4	入札書（本院様式に限る。）
5	入札用封筒（日付・入札件名・会社名を記入すること。）
6	再度入札等に使用する印

※身分確認の書類は，写真付名刺、健康保険証は不可。

（案）　　㊞

契　約　番　号

売　買　契　約　書

第　　号

1　物件の名称　……

2　規格・数量　　別記内訳書記載のとおり

3　契 約 金 額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

うち消費税及び地方消費税額

千	百	拾	万	千	百	拾	円

4　契約保証金　　免　　除

5　納 入 場 所　　仙　台　市　立　病　院

6　納 入 期 限　　平成　　年　　月　　日

上記の物件について，仙台市病院事業管理者を発注者，消費税及び地方消費税に係る〔課／免〕税業者……を受注者とし，次の条項によって物件の売買に関する契約を締結する。

平成　　年　　月　　日

発注者　仙台市若林区清水小路３番地の１
仙　　台　　市
病院事業管理者　　遠　藤　一　靖　㊞

受注者　住　所

氏　名　　㊞

（総則）
第１条　受注者は，発注者に対して頭書の物件を内訳書，仕様書及び図面に基づき，頭書の契約金額をもって，頭書の納入期限内に納入しなければならない。
２　受注者は，発注者から特に指示を受けたときは，頭書の納入期限内において当該物件を分納することができる。
（納入の通知）
第２条　受注者は，物件を納入したときは，直ちに納品書によりその旨を発注者に通知しなければならない。前条第２項の規定により分納する場合も同様とする。
（検査）
第３条　発注者は，前条の規定により納入の通知を受けたときは，その日から10日以内に受注者の立会いを求めて物件の検査を行うものとする。
２　受注者は，前項の検査に立会わないときは，その検査の結果につき，立会わないことによる異議を申し立てることはできない。
３　第１項の検査に合格しないときは，受注者は直ちに取り替え又は補修等を行い，納入期限内又は発注者の指定する期日までに再検査を受けなければならない。この場合における物件の納入及び再検査等については，前条及び前２項の規定を準用する。
（物件の引渡）
第４条　受注者は，納入物件が発注者の行う検査に合格したときは，納入場所において遅滞なく当該物件を発注者に引渡さなければならない。
（一般的損害）
第５条　物件の引渡し前に，納入物件について生じた損害は受注者の負担とする。ただし，その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合については，この限りでない。
（受注者の請求による納入期限の延長）
第６条　受注者は，天災地変その他その責めに帰することができない事由により，納入期限内に納入することができないときは，納入期限内に発注者に対して，その事由を付して納入期限の延長を求めることができる。その延長日数は，発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。
（受注者の履行遅滞の場合における違約金）
第７条　受注者の責めに帰すべき事由により，頭書の納入期限内に納入することができない場合において期限後に納入の見込のあるときは，発注者は受注者に対して期限を定めてその履行を催告するとともに違約金を徴収するものとする。
２　前項の違約金は，遅滞日数１日につき契約金額（発注者が第１条第２項の規定により引渡しを受けたものがあるときは，当該部分に相当する代価を差引いた額）の1,000分の１とする。
（契約代金の支払い等）
第８条　受注者は，頭書の物件のすべてについて第４条の規定による引渡しがあったのち，所定の手続に従って契約代金の支払いを請求するものとする。
２　発注者は，前項の請求があったときは，これを審査し，適正と認めたときは，その受理した日から30日以内にこれを支払わなければならない。ただし，やむを得ない理由があるときは，その期間を45日まで延長することができる。
３　受注者は，発注者の責めに帰すべき事由により，前項の規定による契約代金の支払いが遅れたときは，発注者に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条の計算の例に準じ同条第１項の主務大臣の決定する率をもって計算した金額の遅延利息の支払いを請求することができる。
（部分引渡し）
第８条の２　受注者は，第１条第２項の定めにより物件を分納し，第３条の検査に合格し，引渡しを完了したときは，所定の手続きにより当該物品に対する契約代金相当額の支払を請求することができる。
２　前条第２項及び第３項の規定は，前項の場合に準用する。
（契約保証金の還付等）
第９条　受注者の納付した契約保証金は，この契約の履行完了後，発注者から受注者へ還付するものとする。
２　受注者が契約上の義務を履行しないとき（第７条に定める履行遅滞の場合を除く。）は，契約保証金は発注者に帰属するものとする。ただし，受注者の契約上の義務の不履行により発生した発注者の損害額が，契約保証金額に対して過不足ある場合は，発注者はその過不足額を追徴し，又は還付する。
（契約変更及び中止等）
第10条　発注者は，必要があるときは契約の内容を変更し，又は物件の納入を一時中止し，若しくはこれを打切ることができる。この場合において，納入期限又は契約金額を変更する必要があるときは，発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。
（契約の解除）
第11条　発注者は，受注者が次の各号のいずれかに該当するときは，この契約を解除することができる。
(1)　契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
(2)　納入期限内に物件の引渡しを終らないとき。
(3)　納入期限内に明らかに契約履行の見込みがないと認められたとき。

(4)　前各号のほか，受注者がこの契約事項に違反し，その違反によってこの契約の目的を達することができないとき。

2　受注者は，次の各号のいずれかに該当する事由のあるときは，この契約を解除することができる。

(1)　契約内容の変更により契約金額が３分の２以上減少するとき。

(2)　発注者がこの契約に違反し，その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。

3　前２項の規定によりこの契約が解除された場合における既納部分の取扱については，発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

4　第１項各号に規定するもののほか，発注者は，特定調達に係る苦情の処理手続きに関する要綱（平成７年12月25日市長決裁）第５条第２項の要請を受けた場合において，これに従うときは，特に必要があると認められるものに限り，当該契約を解除することができる。

（談合による解除）

第 11 条の２　発注者は，受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは，この契約を解除することができる。

(1) 受注者に対してなされた私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第１項に規定する排除措置命令が，同条第７項又は同法第 52 条第５項の規定により確定したとき。

(2) 受注者に対してなされた独占禁止法第 50 条第１項に規定する課徴金の納付命令が，同条第５項又は独占禁止法第 52 条第５項の規定により確定したとき。

(3) 受注者に対してなされた独占禁止法第 66 条に規定する審決（同条第３項の規定による原処分の全部を取り消す審決を除く。次号において「受注者に対してなされた審決」という。）に対し，受注者が当該審決の取消しの訴えを同法第 77 条第１項に規定する期間内に提起しなかったとき。

(4) 受注者に対してなされた審決に対し，受注者が独占禁止法第 77 条第１項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起した場合において，当該訴えを却下し，又は棄却する判決が確定したとき。

(5) 受注者（受注者が法人の場合にあっては，その役員又は使用人）が，刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の３の規定による刑に処せられたとき。

2　前条第３項の規定は，前項による解除の場合に準用する。

（暴力団等排除に係る解除等）

第 11 条の３　発注者は，受注者が次の各号のいずれかに該当するときは，この契約を解除することができる。

(1)　受注者の代表役員等（仙台市市立病院入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日管理者決裁。以下「要綱」という。）別表第１号に規定する代表役員等をいう。以下同じ。）又は一般役員等（要綱別表第 1 号に規定する一般役員等をいう。以下同じ。）が暴力団員（要綱第２条第４号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは暴力団関係者（要綱第２条第５号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が事実上経営に参加していると宮城県警察本部（以下「県警」という。）から通報があり，又は県警が認めたとき。

(2)　受注者（その使用人（要綱別表第２号に規定する使用人をいう。）が受注者のために行った行為に関しては，当該使用人を含む。以下この条において同じ。），受注者の代表役員等又は一般役員等が，自社，自己若しくは第三者の不正な利益を図り，又は第三者に損害を与える目的をもって，暴力団等（要綱第１条に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を利用していると県警から通報があり，又は県警が認めたとき。

(3)　受注者，受注者の代表役員等又は一般役員等が，暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して，資金等を提供し，又は便宜を供与するなど積極的に暴力団（要綱第２条第３号に規定する暴力団をいう。）の維持運営に協力し，若しくは関与していると県警から通報があり，又は県警が認めたとき。

(4) 受注者，受注者の代表役員等又は一般役員等が，暴力団等と社会的に非難される関係を有していると県警から通報があり，又は県警が認めたとき。

(5) 受注者，受注者の代表役員等又は一般役員等が，暴力団等であることを知りながら，これを不当に利用する等の行為があったと県警から通報があり，又は県警が認めたとき。

2　受注者が共同企業体である場合，その代表者又は構成員が前項各号のいずれかに該当したときは，同項の規定を適用する。

3　前２項の規定により契約が解除された場合においては，第 11 条第３項の規定を準用する。

4　受注者は，この契約の履行に当たり暴力団等から不当介入（要綱第２条第６号に規定する不当介入をいう。以下同じ。）を受けたときは，速やかに所轄の警察署への通報を行い，捜査上必要な協力を行うとともに，発注者に報告しなければならない。受注者の下請負人等（要綱第７条第２項に規定する下請負人等をいう。）が暴力団等から不当介入を受けたときも同様とする。

（債権譲渡等の禁止）

第12条　受注者は，発注者が特に承認した場合のほか，この契約によって生ずる契約上の債権を第三者に譲渡し，又は担保の目的に供してはならない。

（契約外の事項）

第13条　この契約書に定めのない事項については，必要に応じ発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

発注者及び受注者は，本書２通を作成し，それぞれ記名押印のうえ各自１通を保有する。

㊞

内　　訳　　書

品　　名	規　　格	単位	数　　量	単　　価	金　　額
(1)小計（各行の金額をたし上げて計算する。）					
(2)消費税及び地方消費税（相当）額					
(3)契約金額					

質　疑　応　答　書

件名

※回答は，本質問書の提出期限後１０日以内に、仙台市立病院ＨＰで行います。

整理番号						

	質　問　事　項	回　答

注１　この質疑応答書は，仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。
注２　提出期間を過ぎた場合は，受理しません。

別記様式（第３条関係）

誓　　約　　書

平成　　年　　月　　日

仙台市病院事業管理者　様

住　　所
商号又は名称
代 表 者 名　　印

当社は、仙台市市立病院入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日管理者決裁）第３条第１項の規定に基づき、暴力団等との関係を有していないこと及び説明を求められた際には誠実に応じることを誓約します。

印

入　札　書

件名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

入札金額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

（注：契約希望金額の１０５分の１００の金額です。）

上記の金額で請負（供給）したいので，関係書類を熟覧のうえ，仙台市市立病院契約規程を守り入札します。

平成　　年　　月　　日

（宛 て 先）

仙台市病院事業管理者

会社（商店）名

入 札 者 氏 名　　印

（注）委任を受けて入札する場合には，受任者名で入札することとなります。

〔記載例〕　　※　本人の場合

印

入　札　書

件名　○○○○○○○○○

入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		￥	○	○	○	○	○	○	○	○

（注：契約希望金額の１０５分の１００の金額です。）

上記の金額で請負（供給）したいので，関係書類を熟覧のうえ，仙台市市立病院契約規程を守り入札します。

平成○○年○○月○○日

（宛て先）

仙台市病院事業管理者

会社（商店）名　△△△△株式会社

入札者氏名　代表取締役　○○　○○　印

（注）委任を受けて入札する場合には，受任者名で入札することとなります。

〔記載例〕　　※　代理人の場合

印

入　札　書

件名　○○○○○○○○○

入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		￥	０	０	０	０	０	０	０	０

（注：契約希望金額の１０５分の１００の金額です。）

上記の金額で請負（供給）したいので，関係書類を熟覧のうえ，仙台市市立病院契約規程を守り入札します。

平成○○年○○月○○日

（宛 て 先）

仙台市病院事業管理者

会社（商店）名　△△△△株式会社

入 札 者 氏 名　　○○　○○　印

（注）委任を受けて入札する場合には，受任者名で入札することとなります。

印

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

（宛 て 先）

仙台市病院事業管理者

住　所

委任者

氏　名　　印

私は　　を代理人と定め，平成　　年　　月　　日仙台市立病院において行う下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

件　名

受任者は次の印鑑を使用します。

使　　用　　印　　鑑

〔記載例〕

印

委　　任　　状

平成○○年○○月○○日

（宛 て 先 ）

仙台市病院事業管理者

住　所　○○県○○市○○区○○町○丁目○○番○○号

委任者　　△△△△株式会社

氏　名　代表取締役　　○○　○○　　印

私は○○○○○を代理人と定め，平成○○年○○月○○日仙台市立病院において行う下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

件　名　○○○○○○○○○

受任者は次の印鑑を使用します。

使　用　印　鑑　　印

整理番号					

一般競争入札参加申請書

平成　　年　　月　　日

（あて先）　　仙台市病院事業管理者

申請人住所
商号又は名称
氏　　名　　印
電話番号

物品等又は特定
役務の名称（件名）　洗浄・滅菌システム

上記の案件に係る一般競争に参加したいので，下記の書類を添えて申請します。

なお，本申請書及び添付書類のすべての記載事項については，事実と相違ないことを誓約いたします。

1　入札説明書で示した各種証明書等（別記８）

連絡先　担当者氏名
電話番号
E-mail：

注　申請は，原則として本店の代表者名で行って下さい。ただし，競争入札参加資格申請時（登録時）において，支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合は，受任者名で申請して下さい。

印

［別紙様式１］

メンテナンス体制証明書

［洗浄・滅菌システム］

１　メンテナンスを行う業者名，所在地及び連絡先（電話番号とＦＡＸ番号）

２　競争入札参加希望者とメンテナンスを行う業者の関係

３　点検整備及び修理体制系統（フロー図）※修理依頼から対応までが分かるもの

４　メンテナンスを行う技術者の総数

５　障害時においては、復旧のための通報を受けてから２時間以内に現場で対応いたします。

以上について相違ないことを証明いたします。

平成　　年　　月　　日

（あて先）仙台市病院事業管理者

競争入札参加希望業者　住　　所
会 社 名
代表者名　　印

メンテナンス業者　住　　所
会 社 名
代表者名　　印

注　メンテナンス業者が複数者になる場合は、業者数分のメンテナンス体制証明書を作成し、提出して下さい。

印

［別紙様式２］

同等品申請書兼承認書

［洗浄・滅菌システム］　　（　/　枚）

No	品名	メーカー名	規格	数量	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

※　（別紙様式３－２）提案書（技術仕様書）、のとおり調達物品に備えるべき技術的要件を満たしていますので、上記のとおり同等品の認定を申請いたします。

平成　　年　　月　　日

競争入札参加希望業者　住　　所

会 社 名

代表者名　　印

※　上記の申請品を同等品として承認いたします。

平成　　年　　月　　日

仙台市立病院医療器材管理科長　　印

印

［別紙様式３－１］

仙台市病院事業管理者　様

平成　　年　　月　　日

「洗浄・滅菌システム」に関する提案について

調達物品に備えるべき技術的要件に対する弊社の提案は別紙のとおりです。

競争入札参加希望業者　住　　所

会 社 名

代表者名　　印

(照会先)所属部署

担当者名

電　　話

印

［別紙様式３－２］

提案書（技術仕様書）

［洗浄・滅菌システム］　　（　/　枚）

項目番号	調達物品に備えるべき技術的要件	提案内容

洗浄・滅菌システム仕様書

仙台市立病院

1　入札案件

(1)　調達物品名（件名）及び数量
　　洗浄・滅菌システム　　１式

(2)　納入場所
　　新仙台市立病院（仙台市太白区あすと長町一丁目１番１号）

(3)　納入期限
　　平成26年7月31日まで

2　総則

(1)　目的
　　この仕様書は、仙台市立病院（以下「本院」という。）が購入する洗浄・滅菌システムの一切に適用する。

(2)　調達物品の一般的条件
　　納入する機器は、設置までの間に機器の仕様変更やソフトウェアのバージョンアップがあった場合には、最新の仕様で引き渡すこと。

3　調達物品名及び主な構成内容

洗浄・滅菌システム　１式
　（内訳）

(1) 洗浄・滅菌システム　１式

①	医療用水製造装置	１式
②	高圧蒸気滅菌装置（大型・蒸気仕様）	３式
③	高圧蒸気滅菌装置（小型・電気仕様）	１式
④	酸化エチレンガス滅菌装置	１式
⑤	ウォッシャーディスインフェクター	３式
⑥	システム乾燥機	１式
⑦	システム流し台	３式
⑧	装置の搬入、据付、調整等	１式
⑨	その他技術的要件を満たす上で必要となるもの	１式

4　技術的要件の概要

(1)　本件調達物品に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は別紙に示すとおりである。

(2)　技術的要件は全て必須の要件である。

(3)　入札機器の性能等が、技術的要件を満たしていないと判定された場合は不合格となり、入落札の対象から除外する。

(4)　入札機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、入札機器に係る技術的仕様書、その他の入札説明書で求める提出書類の内容をもとに審査して行うものとする。

(5)　提案に関する留意事項

①　提案に際しては、提案事項が本仕様書の技術的要件をどのように満たすか、あるいはどのように実現するするのかを技術的要件毎に具体的かつ分かりやすく記載すること。よって、本仕様書の技術的要件に対して単に「はい、出来ます」などといった回答の提案書の場合で、提出された資料が不明確と判断される場合には、技術的要件を満たしていないものとして不合格とする。

②　提案資料等に関する照会先を明記すること。

③　提出された資料が調達側で不明確であると判断した場合は、技術的要件を満たしていない資料と見なす場合がある。

④　提出された内容等について、ヒアリングを行う場合があるので誠実に対応すること。

別紙「調達物品に備えるべき技術的要件」

項目番号	調達物品に備えるべき技術的要件
1	医療用水製造装置　機能仕様
1-1	基本機能は、以下の要件を満たすこと。
1-1-1	前処理部・RO水処理装置部・貯水循環装置部から構成されること。
1-1-2	１時間あたりにRO水が600L以上安定して供給できること。
1-1-3	不溶解性物質が95％以上除去できる装置であること。
1-1-4	貯水循環装置部に送水ポンプ2台を有し、自動交互運転ができること。
1-1-5	医療器材管理科内でRO水を使用する洗浄・滅菌関連機器と接続し、RO水を支障なく供給できること。また、その接続費用は入札金額に含むこと。
1-2	前処理部は、以下の要件を満たすこと。
1-2-1	原水ポンプは、渦巻きポンプを使用していること。
1-2-2	原水ポンプの給水量は、1200L/時以上であること。
1-2-3	原水ポンプの吐出圧は、0.1～0.3MPa以上であること。
1-2-4	原水ポンプは、防錆に優れた材質（ステンレスなど）が使用されていること。
1-2-5	プレフィルターは、円筒竪型式であること。
1-2-6	プレフィルターを1本以上有すること。
1-2-7	プレフィルターは、１μmPP糸巻きエレメント又は10μエレメントを使用していること。
1-2-8	プレフィルターは、１本あたり30L/分以上の流量が採水できること。
1-2-9	プレフィルターのハウジング材質は、防錆に優れた材質（ステンレスなど）が使用されていること。
1-3	RO水処理装置部は、以下の要件を満たすこと。
1-3-1	RO水処理装置は、以下の要件を満たすこと。
1-3-1-1	無菌水製造能力は、600L/時以上であること。
1-3-1-2	逆浸透膜の形状がスパイラル型とし、材質が耐塩素性を有するセルロース系又はポリスルフォン系であること。
1-3-1-3	細菌・ウィルス・パイロジェン・微粒子等が完全に除去された無菌水を製造できること。
1-3-1-4	処理水は、初期値でイオン90％以上除去されていること。
1-3-1-5	逆浸透膜は、流量・イオン除去率を出荷前に試験済みであること。
1-3-1-6	薬液洗浄・消毒ができる材質であること。また、薬液を投入することで、ROタンク以降の洗浄・リンスを自動的に行えること。
1-3-1-7	水漏れ事故を防止するための漏水検知機構を有すること。
1-3-1-8	コンピューターで制御されており、操作盤がタッチパネルで操作できること。
1-3-1-9	装置の材質は、防錆に優れた材質（ステンレスなど）が使用されていること。
1-3-2	コントロールパネルは、以下の要件を満たすこと。
1-3-2-1	パネルのグラフィックモニターは、視認性に優れたカラー表示であり、タッチパネル方式であること。
1-3-2-2	メイン画面は、RO装置部・貯留槽部からなるシステムのフローシートを表示し、製造量・水質・タンクレベル・各動作状況をグラフィック表示できること。
1-3-2-3	製造中の水質・製造量・各種圧力・各ポンプ電流電圧値をデジタル表示することができ、各運転記録のデータ自動的に保存できること。
1-3-2-4	消耗品交換データを表示することができ、交換周期を経過したものは自動的に発信表示できること。
1-3-2-5	水質・製造量・水温に異常が発生した場合は、異常警報（音声や文字など）で知らせる機能を持ち、原因・対策を自己診断して対処方法を表示できること。
1-4	貯水循環装置部は、以下の要件を満たすこと。
1-4-1	貯水タンクは、以下の要件を満たすこと。
1-4-1-1	紫外線が均一に照射できるステンレス製の円筒形状又は角型形状であること。
1-4-1-2	密閉型とし、外気と除菌フィルターを介して分離され、外気との直接接触による二次感染が防止されていること。
1-4-1-3	浸水式UV殺菌灯がタンクに設置され細菌汚染防止の機能を有すること。

1-4-1-4	容量は、500L以上であること。
1-4-2	送水ポンプは、以下の要件を満たすこと。
1-4-2-1	多段式渦巻き型ポンプを使用し、耐熱性に優れていること。
1-4-2-2	吐出圧は、0.1～0.3MPa以上であること。
1-4-2-3	送水ポンプ2台を有し、万が一の故障時に各ポンプは自動交互運転が可能であること。また、残り１台のポンプに自動的に切替えできること。
1-4-2-4	1台あたり30L/分以上送水できること。
1-4-2-5	ポンプの材質は、防錆に優れた材質（ステンレスなど）が使用されていること。
2	高圧蒸気滅菌装置（大型・蒸気仕様）　機能仕様
2-1	基本機能は、以下の要件を満たすこと。
2-1-1	2-10の滅菌装置管理システムと接続すること。
2-1-2	滅菌缶内部は、有効寸法W660×D1200×H660mm以上で、フルサイズコンテナ（W285×D592×H150mm）が12個以上積載できること。
2-1-3	外形寸法は、W1200×D1700×H2300mm以内であること。
2-1-4	缶体は、厚生労働省の定めるボイラー及び圧力容器安全規則の第一種圧力容器構造規格に適したものであること。
2-1-5	缶体は、日本国内又は欧州で定められた規格であること。
2-1-6	滅菌方法は、日本薬局方に記載されている高圧蒸気滅菌法に適したものであること。
2-1-7	クリーンスチーム蒸気発生器を装備することにより、被滅菌物へ付着する汚れの防止の軽減ができること。
2-1-8	缶体材質がSUS304L同等以上を使用し、缶体内面仕上げが#200以上の研磨処理をしていること。
2-1-9	最高使用圧力（缶内）が、0.25mPa以上であること。
2-1-10	滅菌缶扉の板の厚さは、9mm以下であること。
2-1-11	被滅菌物の特性に合わせた滅菌処理を行うための設定温度制御、F値制御の設定及び監視ができること。
2-1-12	乾燥工程は、必要に応じて3種類以上選択できること。
2-1-13	ゲージ圧力又は絶対圧力センサーを有し、滅菌時間の自動補正ができること。
2-1-14	温度管理の制御/表示と記録が、独立した2本のセンサーを使用して管理していること。
2-1-15	缶内へ導入する給気フィルターは、性能が高く、かつ、メンテナンス費用を軽減できること。
2-1-16	制御用回路がショート又は過電流が起きた場合に、漏電電遮断する機能があること。
2-1-17	扉の締付が確実に行われていないと、蒸気が缶内に給蒸されない仕様であること。
2-1-18	内筒が陽圧の場合は扉を開放することができず、開放する前に内筒を真空にして残留蒸気を排気できる機能があること。
2-1-19	停電時等の緊急対応として手動で扉を開閉できること。
2-1-20	ボタン操作のみで運転を停止させることができ、未滅菌室側・既滅菌室側両方の正面パネル上に緊急停止ボタンが設置されていること。
2-2	扉構造は、以下の要件を満たすこと。
2-2-1	組立室側と既滅菌室を区別できる両扉パススルー方式であること。
2-2-2	扉（ふた板）は、SUS304L又はSUS316の平型構造扉であること。
2-2-3	締付方式は、圧縮空気又は蒸気によるフローティングシール方式であること。
2-2-4	扉パッキンの材質は、シリコンゴムであること。
2-2-5	扉パッキン溝は、精密機械仕上げであること。
2-2-6	扉表面は運転中であっても作業者に危険がないよう断熱材を使用し、表面はステンレス鋼板でカバーされ扉開閉機構を保護できること。
2-3	クリーン発生蒸気は、以下の要件を満たすこと。
2-3-1	クリーン蒸気管の材質及び滅菌装置本体への配管はSUS304L同等以上であること。
2-3-2	クリーン蒸気発生器へのRO水の供給は、本体付属の給水ポンプで自動的に供給できること。
2-3-3	クリーン蒸気発生器の保温として、外面はグラスウール系保温材を使用し、その外面を鋼板にて外装されていること。
2-4	制御方式及び操作方法は、以下の要件を満たすこと。
2-4-1	主制御は、マイクロコンピュータを用いてプログラム及びモニターコントロールができること。

2-4-2	全ての操作を行うために必要なスイッチと、カラー液晶タッチパネルディスプレイ・圧力計・記録計は装置前面パネルの上部又は作業者の目線の高さ上にユニット化されていること。
2-4-3	操作に必要なスイッチ類・カラー液晶タッチディスプレイは、全て装置前面のコントロールパネルに集中し、ユニット制御ができること。
2-4-4	コントロールパネルは、カラー液晶タッチパネルディスプレイ方式であること。
2-4-5	液晶カラーディスプレイ（画面表示）は、カナ・数字で文字表示ができること。
2-4-6	液晶カラーディスプレイ（画面表示）は、装置稼動中の滅菌缶内の温度・圧力・滅菌時間・運転残時間をディスプレイ上で確認できること。
2-4-7	液晶カラーディスプレイ（画面表示）は、扉締付不足・蒸気圧異常・給水圧異常及び装置稼動中の異常に対して警報報知を行い、ディスプレイ上に異常内容を表示できること。
2-4-8	液晶カラーディスプレイ（画面表示）は、緊急処置を必要とする異常発生時に装置側で自動対処を行うと同時に、異常内容と処置方法又は確認内容がディスプレイ上で表示できること。
2-4-9	液晶カラーディスプレイ（画面表示）は、稼動表示ランプが視認性に優れたもので、本体前面パネルに埋込か外付けされたものであること。
2-4-10	液晶カラーディスプレイ（画面表示）は、運転履歴と異常履歴を記憶し表示できること。
2-5	運転プログラム及び設定方法は、以下の要件を満たすこと。
2-5-1	プログラムは、標準滅菌プログラム・任意設定可能なユーザープログラムなどを含め3種類以上選択できること。
2-5-2	プログラムは、リークテストプログラム・暖機運転などの自己診断機能があること。
2-5-3	プログラムは、設定や変更をカラー液晶タッチパネルディスプレイ上の操作で容易に行えること。
2-5-4	プログラムは、誤動作を防止するためにプログラム選及びパラメータ設定の操作を管理者のみが操作できること。
2-5-5	滅菌温度は、最低115℃～最高135℃までの間で任意に設定できること。
2-5-6	滅菌行程のパルス回数は、最小1回～最大9回の範囲で任意に設定できること。
2-5-7	滅菌予熱行程時間は、最小0分～最大10分の範囲を任意に設定できること。
2-5-8	滅菌行程時間は、最小0分～最大30分の範囲を任意に設定できること。
2-5-9	乾燥行程時間は、最小3分～最大99分の範囲を任意で設定できること。
2-6	記録計は、以下の要件を満たすこと。
2-6-1	各装置に１式、合計3式有すること。
2-6-2	内筒温度・圧力・滅菌時間・運転開始時間及び終了時間が印字できること。
2-6-3	年月日を表示できること。
2-7	滅菌物収納棚枠車は、以下の要件を満たすこと。
2-7-1	棚枠車は、各装置に2式、合計6式有すること。
2-7-2	ステンレス製であり、キャスターには、ストッパー機能があること。
2-7-3	棚枠車は、棚板が3段以上であり、フルサイズコンテナ（W285×D592×H150mm）の積載に支障をきたさない高さであること。
2-8	運搬台車は、以下の要件を満たすこと。
2-8-1	各装置に2式、合計6式有すること。
2-8-2	接続させることで棚枠車を出入することができ、棚枠車を乗せたまま運ぶことができること。
2-9	滅菌バスケットは、以下の要件を満たすこと。
2-9-1	各装置に5式、合計15式有すること。
2-9-2	材質がステンレス製であること。
2-9-3	取外し可能な専用仕切があること。
2-10	滅菌装置管理システムは、以下の要件を満たすこと。
2-10-1	大型高圧蒸気滅菌装置等の各稼働状況をリアルタイムで収集し、複数の装置の稼働状況を同時にグラフで表示できること。
2-10-2	異常発生時の詳細な内容を表示し、異常時の対応を指示できること。
2-10-3	単票印刷（蒸気滅菌）各装置の当日の稼働状況印刷及び異常発生時印刷ができること。また、プライベートリアルタイムモニタ画面、ディリーログモニタ画面、詳細データ画面、異常データ詳細（確認）グラフ画面、過去履歴検索画面、過去履歴データ表示画

	面、過去異常情報検索画面等のドキュメント管理機能を有すること。
2-10-4	洗浄装置管理システムの機能の追加等ができること。
2-11	コンプレッサーを3式以上有すること。
2-12	ステンレス製の板等で装置の周りをふさぎ、仕切りを行うこと。
3	高圧蒸気滅菌装置（小型・電気仕様）　機能仕様
3-1	基本機能は、以下の要件を満たすこと。
3-1-1	2-10の滅菌装置管理システムと直接接続又はデータシステムを接続すること。
3-1-2	滅菌缶内部は、有効寸法W320×D320×H620㎜以上であること。
3-1-3	外形寸法は、W900×D1350×H1850㎜以内であること。
3-1-4	缶体は、厚生労働省の定めるボイラー及び圧力容器安全規則の第一種圧力容器構造規格又は小型圧力容器構造規格に適したものであること。
3-1-5	缶体は、日本国内又は欧州で定められた規格であること。
3-1-6	滅菌方法は、日本薬局方に記載されている高圧蒸気滅菌法に適したものであること。
3-1-7	クリーンスチーム蒸気発生器を装備することにより、被滅菌物へ付着する汚れの防止の軽減ができ、必要となる飽和蒸気を生成する機能を有し蒸気設備不要な装置であること。
3-1-8	缶体材質は、SUS304L同等以上を使用し、缶体内面仕上げが#200以上の研磨処理をしていること。
3-1-9	最高使用圧力（缶内）は、0.25mPa以上であること。
3-1-10	滅菌缶扉における板の厚さが9㎜以下であること。
3-1-11	滅菌物の収納方法は、チャンバに棚板を設け、その上に被滅菌物を置くことができること。また、滅菌物収納用棚板はステンレス製とし、各段とも引出式であること。
3-1-12	被滅菌物の特性に会わせた滅菌処理を行うための設定温度制御、F値制御の設定及び監視ができること。
3-1-13	乾燥工程は、必要に応じて選択できること。
3-1-14	缶内へ導入する給気フィルターは、性能が高く、かつ、メンテナンス費用を軽減できること。
3-1-15	制御用回路は、ショート又は過電流が起きた場合に電源を遮断する機能があること。
3-1-16	扉の締付が確実に行われていないと、蒸気が缶内に給蒸されない仕様であること。
3-1-17	ボタン操作のみで運転を停止させることができ、未滅菌室側の正面パネル上に緊急停止ボタンが設置されていること。
3-2	扉構造は、以下の要件を満たすこと。
3-2-1	組立室側から出し入れできる片扉方式であること。
3-2-2	締付方式は、圧縮空気又は蒸気によるフローティングシール方式又は手動でドアガスケットを締付方式であること。
3-2-3	扉表面は、ステンレス鋼板でカバーし、扉開閉機構が保護されていること。
3-3	制御方式及び操作方法は、以下の要件を満たすこと。
3-3-1	主制御は、マイクロコンピュータを用いてプログラム及びモニターコントロールができること。
3-3-2	全ての操作を行うために必要なスイッチと、液晶パネルディスプレイ・圧力計・記録計は装置前面パネルの上部又は作業者の目線の高さ上にユニット化されていること。
3-3-3	液晶ディスプレイ（画面表示）は、英数字で文字表示ができ、運転状況などを表示できること。
3-4	運転プログラム及び設定方法は、以下の要件を満たすこと。
3-4-1	プログラムは、任意設定可能なユーザープログラムなどを含め3種類以上選択できること。
3-4-2	プログラムは、設定や変更を液晶パネルディスプレイ上の操作で容易に行えること。
3-4-3	プログラムは、誤動作を防止するためにプログラム選及びパラメータ設定の操作を管理者のみが操作できること。
3-4-4	滅菌温度は、最低115℃～最高135℃までの間で任意に設定できること。
3-4-5	滅菌行程のパルス回数は、リネンプログラムが3回～9回、鉗子プログラムは2回～9回の範囲で任意に設定できること。
3-4-6	滅菌予熱行程時間は、最小0分～最大10分の範囲を任意に設定できること。
3-4-7	滅菌行程時間は、最小0分～最大30分の範囲を任意に設定できること。
3-4-8	乾燥行程時間は、最小3分～最大99分の範囲を任意で設定できること。

3-5	記録計は、以下の要件を満たすこと。
3-5-1	装置に1式有すること。
3-5-2	内筒温度・圧力を波形グラフで打点し、滅菌時間、運転開始及び終了の日付時間が印字できること。
3-5-3	年月日を表示できること。
3-6	滅菌バスケットは、以下の要件を満たすこと。
3-6-1	装置に2式有すること。
3-6-2	材質がステンレス製であること。
3-6-3	取外しできる専用仕切があること。
3-6-4	ステンレス製の板等で装置の周りをふさぎ、仕切りを行うこと。
4	酸化エチレンガス滅菌装置　機能仕様
4-1	基本機能は、以下の要件を満たすこと。
4-1-1	本体装置及び排ガス処理装置から構成されること。
4-1-2	滅菌缶内部は、有効寸法W500×D900×H450㎜以上であること。
4-1-3	外形寸法は、W950×D1350×H1850㎜以内であること。
4-1-4	滅菌方法は、日本薬局方に記載されているガス法に適したものであること。
4-1-5	カートリッジ式の酸化エチレンガスを用いて、陰圧状態で自動的に滅菌処理をできること。
4-1-6	缶体内部は、角型形状で、全溶接構造であること。
4-1-7	缶体内部の材質がステンレス鋼SUS-304同等以上であること。
4-1-8	二重又は一重缶構造で、缶内を保温できること。
4-1-9	缶体の外面は、保温材にて保温されていること。
4-1-10	滅菌処理前の空気排除及び陰圧下での滅菌処理、又は滅菌処理後の缶内残留ガスの排除ができること。
4-1-11	安全性を確保するため、運転中の滅菌缶内圧力・温度をモニターし、緊急処置が必要な場合は自動で危険回避動作処置を行い、ディスプレイに不具合内容を表示し報知できること。
4-1-12	安全性を確保するため、扉の締付状態をモニターし、扉の締付状態の可否をモニターに表示できること。また、扉が締付不十分の場合は、安全ロックされ運転は開始されないこと。
4-1-13	安全性を確保するため、缶内の圧力状態と運転行程をモニターし、扉の開閉可否をモニターに表示できること。また、モニター表示が開扉不可の状態および行程が正常完了していない場合は、安全ロックされ扉は開放されないこと。
4-2	扉構造は、以下の要件を満たすこと。
4-2-1	組立室側と既滅菌室を区別できる両扉パススルー方式であること。
4-2-2	扉の開閉方式は、手動式のスイングドア方式又は扉蝶番スイング型であること。
4-2-3	材質は、アルミニウム材と同等以上の強度、耐久性及びガス滅菌に使用する薬剤への耐薬性があること。
4-2-4	内部に加温用ヒーターが内蔵されていること。
4-2-5	表面部は、ステンレス鋼板でカバー又は鋼板に塗装したケーシング処理されていること。
4-3	制御方式及び操作方法は、以下の要件を満たすこと。
4-3-1	主制御は、マイクロコンピュータを用いてプログラム及びモニターコントロールができること。
4-3-2	全ての操作を行うために必要なスイッチと、出示達表示ディスプレイ・圧力計・記録計は装置前面パネルの上部又は作業者の目線の高さ上にユニット化されていること。ただし、圧力計はディスプレイに表示でも構わないものとする。
4-3-3	操作方法は、滅菌時間・エアレーション時間等のプログラミングを対話方式式で設定できること。
4-3-4	加湿方式は、迅速確実に被滅菌物の中心部まで加湿し、同時に加温できるよう自動的に蒸気を供給できること。
4-3-5	滅菌缶内は、スタートからエアレーション完了までの全行程が陰圧下で行われ、ガス漏れのリスクに配慮された運転ができること。
4-4	運転プログラム及び設定方法は、以下の要件を満たすこと。
4-4-1	滅菌プログラムは、低温滅菌プログラム又は高温滅菌プログラムを記憶でき、ボタン操作等により選択できること。

4-4-2	滅菌プログラムは、低温滅菌温度が37～40℃・高温滅菌温度が54～56℃の範囲で滅菌できること。
4-4-3	滅菌プログラムは、設定変更操作を装置前面パネルのボタン操作とディスプレイの表示内容を確認することで実施できること。
4-4-4	滅菌工程は、最小120分～最大590分の範囲で任意で設定できること。
4-4-5	エアレーション工程は、最小180分～最大5940分の範囲で任意で設定できること。
4-5	記録計は、以下の要件を満たすこと。
4-5-1	装置に1式有すること。
4-5-2	運転が正常完了した場合及び異常終了した場合に、ディスプレイ上に履歴が残ること。
4-5-3	滅菌温度、内缶圧力、内缶温度、エアレーション時間、開始から終了時間及び年月日を表示できること。
4-6	滅菌物収納棚枠車若しくはバスケットは、以下の要件を満たすこと。
4-6-1	棚枠車若しくはバスケットは、各装置に1式有すること。
4-6-3	棚枠車若しくはバスケットは、棚板が2段以上又はバスケットが2段仕様であること。また、取り外しができる専用仕切りを2式以上有すること
4-7	運搬台車は、以下の要件を満たすこと。
4-7-1	装置に1式有すること。
4-7-2	接続させることで棚枠車若しくはバスケットを出入することができ、棚枠車若しくはバスケットを乗せたまま運ぶことができること。
4-8	滅菌バスケットは、以下の要件を満たすこと。
4-8-1	装置に1式有すること。
4-8-2	材質がステンレス製であること。
4-9	排ガス処理装置は、以下の要件を満たすこと。
4-9-1	酸化エチレンガスを酸化触媒処理で、水と二酸化炭素に分解したうえで無害化し、大気中に排出できること。
4-9-2	濃度を一定又は所定以下に保ちながら処理できること。
4-9-3	視認性に優れた表示灯があること。
4-9-4	浄化方式は、酸化触媒方式であること。
4-9-5	排気処理後のガス温度は、100℃以下であること。
4-9-6	ステンレス製の板等で装置の周りをふさぎ、仕切りを行うこと。
5	ウォッシャーディスインフェクター　機能仕様
5-1	基本機能は、以下の要件を満たすこと。
5-1-1	2-10の滅菌装置管理システムと将来的に、接続できること。
5-1-2	洗浄槽内部は、有効寸法W610×D650×H570㎜以上であること。
5-1-3	外形寸法は、W1300×D1000×H2500㎜以内であること。
5-1-4	鋼製小物・手術用器材器具・麻酔器材などの多種多様物品を、予備洗浄→ジェット洗浄→すすぎ→熱水処理→乾燥の各行程を自動で運転できること。また、器材の材質により洗浄工程が変更できること。
5-1-5	洗浄物を専用ラックに積載し、その専用ラックを収納して処理ができること。
5-1-6	液晶ディスプレイを選択・操作することにより一連の操作ができること。
5-1-7	93℃以上で10分(時間・温度は任意で設定可能であること)の熱水処理ができること。また、最後の仕上げはRO水でできること。
5-1-8	洗浄剤が自動で洗浄槽内に設定量分だけ投入され、3種類以上の薬剤を使用できること。
5-1-9	フィルターを通したクリーンな熱風で乾燥ができること。
5-1-10	洗浄槽の外面に保温材を貼付る構造であること。
5-1-11	温度センサーは、液温度用と乾燥温度用が別々で管理できること。
5-1-12	循環ポンプ圧力は、圧力センサーで吐出圧を管理できること。
5-1-13	ヒーターの熱源は、電気又は蒸気のどちらか一方でも運転できること。
5-1-14	乾燥用フィルターは、メインフィルターとプレフィルターの2段式であること。
5-1-15	除去効率は、メインフィルターで99.97%以上であり、プレフィルターが90%以上であること。
5-1-16	各種部品類の動作異常を検知できること。
5-1-17	災害時等に1台以上が電気と水のみで使用できること。
5-1-18	洗浄工程・時間・温度の記録が印字できること。
5-2	扉構造は、以下の要件を満たすこと。
5-2-1	組立室側と洗浄室側を区別できる両扉パススルー方式であること。

5-2-2	扉の開閉方式は、上下スライド方式であること。
5-3	制御方式及び操作方法は、以下の要件を満たすこと。
5-3-1	制御方式は、シーケンサー制御方式又はマイクロコンピュータ制御方式であること。
5-3-2	装置操作部は、液晶ディスプレイであること。
5-3-3	水位制御は、通常が圧力センサーで、薬剤がフロートスイッチ又はフローメーターで管理できること。
5-4	運転プログラム及び設定方法は、以下の要件を満たすこと。
5-4-1	プログラムは、最大15個以上であること。
5-4-2	予洗行程は、温度～93℃(1℃単位)、時間～15分(1秒又は1分単位)、回数～9回(1回単位)の範囲を任意で設定できること。
5-4-3	洗浄行程は、温度～93℃(1℃単位)、時間～15分(1秒又は1分単位)、洗剤投入量～9.99%(0.01%単位又はml単位)の範囲を任意を設定できること。
5-4-4	温水すすぎ行程は、温度～93℃(1℃単位)、時間～15(1秒又は1分単位)、回数～9回(1回単位)の範囲を任意で設定できること。
5-4-5	熱水処理行程は、温度は給水温度～93℃(1℃単位)、時間0～15分(1秒又は1分単位)の範囲を任意で設定できること。
5-4-6	防錆処理行程は、温度～93℃(1℃単位)、時間0～15分(1秒又は1分単位)、薬剤投入量0～9.99%(0.01%単位またはml単位)の範囲を任意で設定できること。
5-4-7	乾燥行程は、温度60～110℃(1℃単位)、時間0～　99分(1秒又は1分単位)の範囲を任意で設定できること。
5-5	洗浄ラックは、以下の要件を満たすこと。
5-5-1	各装置に2式、合計で6式有すること。
5-5-2	5段以上の棚板を有し、各棚下にはスプレーアームを有すること。また、棚の高さが容易に調整できること。
5-5-3	DIN規格のフルサイズバスケット(W480×D250×H50mm)が15枚以上積載できること。
5-6	内腔器材洗浄ラックは、以下の要件を満たすこと。
5-6-1	内腔器材洗浄ラックを1式有すること。
5-6-2	内腔器材(ラパロ関連・チューブ類・管状(吸引))の洗浄をするための専用アクセサリーであり、2段式以上であること。又は、専用ホルダで洗浄ラックに2段式以上装着できること。なお、1式の内腔器材専用ラックで洗浄できない内腔器材がある場合は、必要な専用ラックを追加設置すること。
5-7	麻酔器材洗浄ラックは、以下の要件を満たすこと。
5-7-1	1式有すること。
5-7-2	蛇管を1度に15本以上処理できること。
5-7-3	アンビューバックをセットできること。
5-8	多目的バスケットは、以下の要件を満たすこと。
5-8-1	2式以上で運用上必要な数量を有すること。
5-8-2	洗浄ラックに搭載できること。
5-8-3	専用の仕切板を7式有すること。
5-8-4	膿盆、ボール等に合わせて仕切り位置を変更できること。
5-8-5	材質がステンレス製であること。
5-9	台車は、以下の要件を満たすこと。
5-9-1	8式以上で運用上必要な数量を有すること。
5-9-2	各種洗浄ラックを積載できること。
5-9-3	キャスターで移動でき、ストッパーによる固定機能を有すること。
5-10	バスケットは、以下の要件を満たすこと。
5-10-1	各装置に20式、合計で60式有すること。また、マイクロ専用バスケットも2式有すること。
5-10-2	DIN規格のフルサイズバスケット(W480×D250×H50mm)又は洗浄用バスケット(W240×D540×H50mm)であること。
5-10-3	材質がステンレス製であること。
5-10-4	エアガンを2式有すること。
5-10-5	コンプレッサーを2式以上有すること。
5-10-6	ステンレス製の板等で装置の周りをふさぎ、仕切りを行うこと。
6	システム乾燥器　機能仕様

6-1	基本機能は、以下の要件を満たすこと。
6-1-1	外形寸法は、W910×D650×H2200（扉閉時）㎜以内であること。
6-1-2	組立室側と仕分室側を区別できる両扉パススルー方式であること。
6-1-3	運転モードは、2種類以上選択できること。
6-1-4	運転時間は、1分又は5分単位で設定できること。
6-1-5	乾燥風量は、50㎥/h以上であること。
6-1-6	最大で蛇管類を35本以上セットできること。
6-1-7	外部から取り入れられる空気がフィルターを介し、90%以上の微粒子を除去できること。
6-1-18	ステンレス製の板等で装置の周りをふさぎ、仕切りを行うこと。
7	システム流し台
7-1	基本機能は、以下の要件を満たすこと。
7-1-1	仕様（寸法等）は、別紙①に準拠し、3式を設置すること。
7-1-2	材質は、SUS304相当以上であること。
7-2	エアガン及びウォーターガンを各1式有すること。
7-3	コンプレッサーを1式有すること。
8	設置要件
8-1	設置場所
8-1-1	新病院の医療器材管理科諸室に設置すること。
8-1-2	装置の搬入、工事、据付、調整は、以下の要件を満たすこと。また、その費用は入札金額に含むこと。
8-1-3	装置の搬入、工事、据付、調整は、本院の診療業務に支障をきたさいないよう、日時等を発注者と受注者とで協議して定めるものとする。なお、工事の進捗状況等やむを得ない事情により、装置の搬入時期の変更が必要となった場合は、柔軟に対応すること。
8-1-4	装置の搬入、工事、据付、調整は、搬入経路、各撮影室内、資材置き場等の必要な養生を行い、建物及び物品などに損傷を与えないように十分に配慮すること。また、万が一損傷をきたした場合には、発注者と受注者とで協議して定め、受注者が責任を持って現状復帰すること。
8-1-5	装置設置に伴い必要となる工事の内容及び機器搬入の方法は、事前確認及び発注者の承諾が必須条件であり、各機器の詳細仕様図等を作成の上、本院担当者との事前調整を行い、その承諾を得てから実施すること。
8-1-6	工事期間中の設置作業に要する現場共益費用は、適正な費用を入札金額に含むこと。
9	保守管理体制
9-1	保守管理体制は、以下の要件を満たすこと。
9-1-1	本装置を設置し発注者の検収を受けた日から1年間の保守費用及び修理費用は、入札金額に含むこと。
9-1-2	障害発生時には、復旧のための連絡を受けてから2時間以内に現場対応ができる体制を整えること。
9-1-3	障害発生時の緊急連絡先情報を含む対応マニュアルを作成し、本院担当者に提出すること。
10	その他
10-1	マニュアル、操作訓練体制等は、以下の要件を満たすこと。
10-1-1	装置の取扱説明書（操作マニュアル）は、各機器の日本語版を2部用意すること。
10-1-2	バージョンアップ等により操作方法に変更が生じた場合には、その都度変更部分のみ最新版に差し替えるか、又は最新版マニュアルを提出すること。
10-1-3	装置の取扱いに関する教育訓練等は、日時・場所・回数を発注者と受注者とで協議して定め、当院関係者が万全の体制で治療を開始できる内容で実施すること。
10-1-4	装置の運用を円滑にするための技術的なサポートを適切に行うこと。
10-1-5	納入する機器が、設置までの間に機器の仕様変更やソフトウェアのバージョンアップがあった場合は、最新の仕様で納品すること。
10-1-6	国等に提出する図面や申請書等の作成を支援し、その費用を入札金額に含むこと。
10-1-7	主要な機器の製造番号を納品書等に明記すること。
10-1-8	本仕様に定めのない事項は、必要に応じ発注者と受注者とで協議して定めるものとする。